



—

いて全員調査を実施し、問題の所在とその根本原因を特定することなどを求めたところであります。また、経済産業省としても、主務省として関係省庁とも連携しつつ、徹底した立入検査を実施してまいります。

その全容解明の結果を踏まえた上で、直接閣与した職員の処分や担当役員の管理責任の明確化とともに、ガバナンスの抜本的な強化に向けた組織体制の見直しの検討など、商工中金に対して更なる対応を求めてまいります。

以上です。

○委員長(小林正夫君) 以上で報告の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○宮本周司君 おはようございます。自由民主党・このる宮本周司でござります。

この度、一九三六年の商工中金設立以来初めてとなる行政処分が行われました。このことに関しては、大変残念に思っております。

従来、商工中金は、リーマン・ショックであつたり東日本大震災といった危機時における対応を含めまして、地域における中小企業の資金繰りであつたり円滑な経営、これを支える重要な役割を担つてきたと認識をしております。だからこそ、先ほど世耕大臣からも御報告ございましたように、今回の商工中金職員による危機対応融資の際の書類の改ざん等不正行為が行われたこと、このことに関しては極めて遺憾に思っております。

公的金融機関の役割を逸脱する行為であり、また、我が国の制度の信頼性を揺るがしかねない、そんな事象だと思っております。問題を根絶し、一刻も早い立て直しを図り、そして今後も中小企業を支える存在として商工中金にはしっかりと機能をし続けていただきたいと考えております。

そのような観点から、先ほど大臣の方からも御発言がございましたように、危機対応貸付けの全業調査により、問題の所在、またその根本原因を

徹底的に解明することが何より必要だと思つておりますし、その全容解明の結果を踏まえた上で、役職員の適切な処分、組織の体質改善、そしてガバナンスの抜本的強化など、確実な改革を実施していただきたいと思っています。

まず、本日、商工中金安達社長に御出席をいたしましたので、お伺いをしたいと思います。

今回のこの問題、危機対応融資において職員によつて試算表の改ざんなどが行われて、規定の要件に当たはまらない、そんな中小企業にも融資が行われたということです。本来、危機対応融資は、量で稼ぐものではなく、質を重視していくなければいけないものだと私は考えております。こうした不正行為が行われた原因や動機、まず、このことに関しまして、どのようなものだったと把握をされておりますでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

国費が投入されております危機対応業務においてまして不正行為を発生させてしまい、危機対応業務の指定金融機関としての信頼を損ねてしまつたことにつきまして深く反省してございます。この場をお借りいたしまして、改めて心よりおわびを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

本事案を踏まえまして、第三者委員会を設置いたしました。第三者委員会の結論によりますと、今回的原因や動機につきましては、まず、不正行為に対する経営陣のリスク認識が甘かつたことに起因いたしまして、危機対応業務の要件確認を営業担当者に任せ、牽制が十分でなかつたこと、二つ目といたしまして、危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んで配分したことにより、国の施策の制度趣旨のみつとつた運用を十分徹底できず、本部から現場に過度なプレッシャーを与えてしまつたことやコンプライアンス意識が低下していたことが主な要因であると認識しております。

今後、調査未実施の危機対応賃付けの全件調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の結果を踏まえて問題の所在や根本原因を特定し、二度とこのような事態を起こさないよう、再発防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○宮本周司君 ありがとうございます。

今回、商工中金において、今回発覚した事案のみならず、平成二十六年に池袋支店においても正事案が発覚しました。また、その際も、本来であれば現場における不正行為の是正を担うべき本部がそれを隠蔽するような行為をしていました。そういつた指摘も第三者委員会の報告書にはありました。私も別の資料で確認した中では、この危機対応業務の融資の案件が増えたときには、当初は本部の方で決裁を仰いでいた、でも、それも途中から省いて支店で決裁を行うようになったといった記事も私は確認をしております。

金融機関として、今回のこれはやはりあるまじき行為が蔓延し、それが隠蔽されてきた。社長、これやっぱりコンプライアンス意識の欠如というレベルではなくて、もう本当に組織ぐるみの不正だつたという批判もやはり発生していると思うんですね。

実際これ、本部の方の対応も含めまして何があつたのか、どうしてこのような行為に至つたのか、なぜ本来準備していたはずのガバナンスの機能が、全くそれが効果を示さなかつたのか、このことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(安達健祐君) 委員御指摘のように、平成二十六年十二月、池袋支店において、危機対応業務の要件確認資料について、顧客から受領した資料の改ざんが疑われる事例が多く発覚いたしました。百十件でございます。当時の管理部門にて内部調査の結果、職員による改ざんではなく、顧客からのヒアリングに基づき職員が自ら作成した資料であるということや、全ての案件において制度の要件の充足を確認し、不祥事案でないものとして処理されておりました。

しかしながら、今回、第三者委員会に調査をお

願いしたところ、池袋事業につきまして、前の代表取締役や当時の本部担当ラインなど二十七名に対する六十一時間に及ぶヒアリングや残存する二十五冊のファイル等の調査を行うとともに、専門家によるサーバー上のデータ精査、デジタルフォレンジック調査等、徹底調査をしていただきました。

その結果、当時の監査部等の管理部門が内部調査を行った際に答えを誘導するペーパーを作成、使用していたことなどが判明いたしまして、対象となる貸出しのほとんどで不正が行われ、危機対応業務の要件に合致しないものも多數あつたことが指摘されました。

第三者委員会の報告書では、こうした行為は、組織の指揮命令系統に沿った指示が認められる組織的隠蔽とは認められないけれども、明確な形での決断や指揮命令のないまま場の雰囲気や何となく行われる集団的な隠蔽行為であつたと指摘を受けてござります。

いずれにいたしましても、当金庫といたしましては、本事案は深刻な問題であると重く受け止めておりますし、調査を継続して全容を解明した上で、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて、ガバナンスの抜本的な強化に向けた再発防止の作成等、必要な対応にしつかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

○宮本町司君　今の御答弁では、体制はあつたと、ただ、実際機能しなかつた。これに関しましては、やはり商工中金の中でのコンプライアンスといいますか、法令遵守に対する意識、これがやっぱりしっかりと醸成されていなかつたということを指摘せざるを得ないと思います。

やはり改めて、しつかりと徹底的にこの全容を解明した上でガバナンスの抜本的な強化を図つていく、このことが必要不可欠だと思っておりますし、機能させていくためにも必要だと、改めて答弁を聞いて認識したところです。

では、ここで中小企業庁の方に伺いたいと思います。

池袋支店の過去の不正事業も含めて、これらの不正行為は過去何年にもわたって繰り返されてきた問題と認識をしています。これまで、商工中金に対する国の管理、これは本当に適切なもので、あつたのかどうか、これに対するお考えもお聞きしたいですし、やはり今般のこの問題を受けて国のチエック体制をより強化していくべきだと考えます、そのことに関してどのようにお考えで

る、これはもちろんのことなんですが、景気が比較的落ち着いている状況においても、やはり原材料高であったりデフレであったり、若しくは為替変動によるそういうた影響を、いわゆる外部環境からの影響を受けやすい、そういうた経営基盤が脆弱な中小企業においては、やはりなかなか民間からの融資が受けにくい、困難である、こういつた現象も鑑みれば、中小企業の資金繰りを支えるためにやはりこの制度そのものは重要な役割を担つていて、これからも担つていってほしいと、

るであります、一方で、リーマン・ショックのような危機に備えて当該制度 자체を維持することは必要であると考えておるところでございます。また、現在の経済の情勢は、確かに一定程度までの状態にあるわけでございますが、そうした中でも、例えば世界経済の情勢で苦しまれたり、これからも脱却できていないことによる影響を受けて一般の金融機関から通常の条件で借入を行ふことが困難な中小企業も存在するわけでございます。このため、平時においても引き続き危機対応

策、対応もあると思いますが、当面措置をしなければいけない、当然再発防止を講じていかなければいけない、この当面の措置で今既に講じていることがあれば併せてお聞かせをいただけたらと思います。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

今行っている再発防止策についてのお尋ねがございました。

既に平成二十九年一月までに、当座の再発防止策として、営業店において顧客から試算表等を受

経済産業省いたしましては、これまでにも半務省として商工中金の監督を行ってきたわけですが、具体的に申し上げますと、危機対応業務の実績に関する半期ごとの定期報告や外部有識者から成る業務運営委員会による点検結果等によ

り状況を把握し商工中金に対し指導を実施するとともに、二、三年ごと、定期的に商工中金本支店に対して数か月にわたる長期の立入検査を行い、実務の実施状況を確認してきたところでございます。

これは考へるところでござります。  
ただ一方で、やはり危機対応業務による資金繰り支援が、大規模な経済危機や災害といった有事から、経済情勢が改善していく、平時の方に移つていく段階におきましては、先ほど申したような資金繰りに支障を来す経営基盤が脆弱な中小企業に関してはしっかりと支えていくということは、担保しながらも、やはり民業圧迫、これを回復するという観点から、危機対応の融資規模を適切に縮小していくことも必要と考えます。

業務を実施することは必要であると認識していこうございます。  
ただ、いずれにしましても、今後、全件調査による全容解明の結果を踏まえまして、例えばどのような分野の融資が行われているのかということによく見まして、商工中金のガバナンスの在り方にについて検討していく中で、危機対応業務の在り方についても議論をしてまいりたいと思っております。

○宮本周司君 今まで確認をさせていただいたところです。

領する際に押印をいただき、それを管理職が確認するよう手続を変更し、また、本部におきましても危機対応業務管理室を設置し、危機対応業務の要件について、全件、事前及び事後のチェックを実施しております。さらに、危機対応業務を業績評価の枠組みから除外するとともに、役職員に対するコンプライアンス等の研修を拡充して実施してまいりました。

今回の第三者委員会の報告書を踏まえ、外部の弁護士の関与の下、私が先頭に立つて改革本部を

しかしながら、今般のような不正事案の発生を防ぐなかつたこと、これは事実であり、商工中金を監督指導する主務省として重く受け止めているところでございます。

このことに関しまして、長官としてどのような御見解をお持ちでしようか。

○政府参考人（宮本聰君）　お答え申し上げます。

委員御高承のとおり、危機時ににおける中小企業の向うの資本繋り支援の実績は景気の助けにござります。

うに、やはり商工中金でこの危機対応業務、いわゆるものにもやっぱりしっかりとその本質を守つた対応をもう一度再構築をしていただきかななければいけないと思っていますし、また一方では、これまではござつて、そこへ戻り、そこへ戻り、そこへ戻り

設置し、当面直ちに必要な再発防止策を実施することとしております。

このたび、御質問を頂きましたので、答弁をさせていただきます。まず、検査体制についてお尋ねですが、検査体制についても、これまでの検査体制を踏まえたものとして、その頻度を増やすことはもとより、あるべき検査体制についても検討してまいりたいと思っております。

向いの道筋を示す。つまり、現状の業況は、最も多くの重圧に曝け出され、動するものでございまして、例えればリーマン・ショックあるいは災害対応などにより中小企業の業況が悪化する場合には利用が増加する一方で、これらの影響が緩和して中小企業の業況が改善するにつれてその利用は減少していくというものです。

も甚だの中國企業まだ日本企業、またグローバルニッチ企業といつたような、そういつた地域の活性化に資するような重要な役割を担ってきた中小企業の経営を支え、また成長の機会をしつかりと後押しする、こういったことにも効果を發揮してきたと私は思っております。

やはりこれまでのいろいろな質疑の内容も踏まえ

とどし、また、リスク管理体制について不正リスクに主眼を置いた業務点検の実施や内部監査の強化等、加えて意識改革として経営と現場との間の企業倫理の共有やコミュニケーションの強化及びコンプライアンスの意識向上のための研修の充実等を図つてまいります。

○富本周司君 続けて富本長官の方にお聞きしたいと思うんですが、今回、一つの問題の根幹になつています危機対応業務、この制度に関してお伺いをしたいと思います。

例えば、商工中金のこの度の危機対応業務の新規融資実績、これをフローベースで見てみましても、いわゆるリーマン・ショック直後の平成二十一年度においては二兆三千二百億円だったもの

えまして、改めて組織を抜本的に立て直して、これまで以上に地域の中小企業を支えて、存在として商工中金が機能する、このことを願っています。

に影響を及ぼさないよう、またその中でもしつかりとした責任を果たす、再発防止にも努める、このことは十分に実現をしていただきたいと思います。

例えば、商工中金のこの度の危機対応業務の新規融資実績、これをフローベースで見てみましても、いわゆるリーマン・ショック直後の平成二十一年度においては二兆三千二百億円だったものが、直近平成二十八年度においては五千四百億円と大幅に減少しております。

委員御指摘のように、有事の状況から経済情勢は改善するにつれてその規模は縮小しているとい

えまして、改めて組織を抜本的に立て直して、これまで以上に地域の中小企業を支えていく存在として商工中金が機能する、このことを願うところでござります。

この後も多くの委員からいろいろな質疑が交わされるとと思いますが、今現時点での安達社長の今回のことに対するしつかりとした対応も含めた御決意と、あと、当然全容解明をした上でのお

に影響を及ぼさないよう、またその中でもしつかりとした責任を果たす、再発防止にも努める、このことは十分に実現をしていただきたいと思います。

では、ここで世耕大臣にお伺いをしたいと思います。

商工中金の民営化に関してなんぞござりますが、今般のこの不正問題を受けまして、ともすれば

ば、商工中金は指定金融機関として不適正であるにもかかわらず、この危機対応業務を理由に民営化を先延ばししているんじゃないか、こういった批判も出かねないのではないかと思つています。

商工中金の民営化に関しては、委員の先生方の中にも当時御出席だった方もいらっしゃると思うのですが、二年前の通常国会で、商工中金法の改正によって、将来的な完全民営化の方針を堅持しつつ、多くの民間金融機関が危機対応業務を行う指定金融機関となり、そして金融対応が十分に確保されるまでの当分の間、商工中金に危機対応業務を義務付け、そして政府が必要な株式を保有する、このような措置がなされています。

今回の不正問題にかかわらずでございますが、この二年前の法律の改正で定めた方針、これに関しましては変わりはないということでおろしいで

しょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) 今、宮本委員御指摘のとおり、平成二十七年の商工中金法の改正において、民営化の方針は堅持しながらも、当分の間、政府が必要な株式を保有するという形になつてゐるわけであります。

当時、それは理由として説明をされていたのが、万が一、自然災害を始めとする危機があつた場合にも、全国三百八十一万の中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する体制が整つてあるから、そのまことに危機対応業務を行つてゐる民間金融機関が存

在していないことを踏まえると、資金繰り支援に万全を期するためには商工中金による役割が必要である、こういう説明がずっと続けられてきたわけであります、そのまさに危機対応業務の水増しを組織ぐるみで行つていたと、この調査でも、商工中金の民営化問題に関連する政治的プレッシャーも一つの要因になつていていたと推測されると、商工中金も一つの要因になつていたと推測されると、

こういうことを踏まえますと、まずは全件調査による全容解説の結果を待ちたいと思いますけれども、そういったことも踏まえて、商工中金におけるます危機対応業務、これの在り方あるいは制度運用、ガバナンスといったことも抜本的に見直しをしていかなければいけませんし、また民営化必要はあるというふうに思つております。

ただ、経産省としては、中小企業・小規模事業者の資金繰りを切れ目なく支援をするという商工中金の機能、これは重要なことだというふうに思つておりますし、これは法律にも書かれていくように、できるだけ早期に商工中金が完全民営化できるような状況はつくつてまいりたいというふうに考えております。

○宮本周司君 ありがとうございます。 今回の不正事案に関しましては、世耕大臣には本当に早い段階から強く御指導いただきまして、そして、今御答弁の中にもありましたように、守るべきもの、そしてしっかりと全容を説明して、改善すべき、改革すべき、このことを明確に打ち出させていただいております。

今回のこの不正事案が早期に解明をされましたが、万が一、自然災害を始めとする危機があつた場合にも、全国三百八十一万の中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する体制が整つてあるから、そのまことに危機対応業務を行つてゐる民間金融機関が存

在していないことを踏まえると、資金繰り支援に万全を期するためには商工中金による役割が必要である、こういふふうに思つておるが、現時点において危機対応業務を行つてゐる民間金融機関が存

に対する大きな疑義を抱かせるものになつてゐると思います。この状況を打破をしていくことは大変困難なことだというふうにも思つておりますけれども、率直な質疑させていただければと思います。今日は商工中金から社長にもおいでをいただきました。お忙しい中、ありがとうございました。今申し上げましたとおり、是非直なやり取りを今日はさせていただきたいと、そのように思つております。

まず、社長の方にお伺いいたしますが、今回の問題、発覚をしてから、社長を始めとして役員の皆様、これ現場で起きた、事件といいますか、ことではありますけれども、現場回りをして実際に現場で職員の方と意見交換をされましたでしょうか。その件について確認をさせていただきたいと思います。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。 今回判明した危機対応業務における不正行為は、全国の支店で発生し、またその原因も行為者の問題にとどまらず組織全体の問題として深く反省すべきものと認識してござります。こうした問題の認識を共有し、役職員全員で意識改革を行つていくことが必要であり、そのためには、私を含め役員、本部職員が現場の職員としっかりとコミュニケーションを取ることが不可欠と考えてございます。

本日は、商工中金におきまして発生しましたこの不正行為についての集中審議ということで質疑をさせていただきますが、やはり商工中金のその位置付け、今、宮本委員の方からも様々質疑の中でございました。その生い立ち、あるいは位置付けでございました。そのまことに危機対応業務がどういった趣旨のものであったのか、そうしたことも踏まえれば、やはり今回行われたことと、いうことはとても許されることではありませんし、様々な方たち

経営としてしっかりと受け止め、今後の再発防止と信頼回復につなげたいと考えてございました。 ○磯崎哲史君 今、十九店舗二十一回、全部含めれば六十一店舗八十二回というお話をあります。 現場職員は、第三者委員会の報告や報道等を受けて、今回発生した事案の規模、広がりについて驚き、本部でも不適切な対応があつたことへの失望、直接お会いするお客様からは心配される声を聞き、あるいはしっかりと役割を果たしてほしいと激励されるなど、様々な意見をもらつたところでござります。こういった中で、戸惑い、不安な気持ちになっている職員も多いと私ども役員としてもおいでをいたしました。

四月二十五日の第三者委員会報告を受領し記者発表の後に、全国の全ての職員に対してテレビ会議で私からのメッセージを発信いたしました。その中で、事案の概要、経営としての責任を痛感していること、全員の意識改革が必要なこと、抜本的な再発防止策と継続調査に取り組むとともに、お取引先中小企業の皆様の御期待に応えて信頼回復につなげることが重要であり、原点に立ち返り取り組んでいくことを伝えたところでございま

す。 こうした職員一人一人が再び自信を持つて中小企業の皆様のお役に立てるよう全力で業務に取り組めるようにしていくことが社長である私の役割であり、強い決意を持って再発防止と信頼回復に取り組んでいきたいと考えてござります。 ○磯崎哲史君 職場の方からも驚きやまた本部の対応に対する失望ということも御意見としてしっかりお話をいただきました。

今、現場との対話されたとありますけれども、やはりこれ、最終的には商工中金は誰

のためには、中小企業の皆さんのために活動されていることがあります。あるなら、やつぱり直接その中小企業の皆さん方が何をまたこれによって受け止めたのかということも今後やつぱりしっかりと私は確認をして、皆さん自身の中でもみ碎いてのみ込むと、そしてそれをどのようにしていけばいいのかということを考えいくべきだと思いますので、特に今回、実はこの集中審議の前に会派の中で事前にヒアリングを、中企庁さんにも来ていただきて事前にヒアリングもさせていただきました。

しかししてですけれども、その中の質問で、これはお客様も分かった上で行われていた事案もあ

るんやないか、これは可能性として、あくまでも可能性としてそういう質問もしましたが、

その場に来ていたいたい方の話では、少なくとも

今の時点でそういうことはないと、お客様には全く関係なく我々の側が行つてしまつたという御説明がございました。

ただ、これ一步間違えば、お客様も仮に知つて

いたとするならば、これ共犯になつてしまふんで

す、お客様が、犯罪行為の。それぐらい重大なや

はり問題だということからすれば、やはりお客様

にもしつかりとそうした意見交換する場を私は設けていただきたいなどいうふうに思つております。

今回の質疑していく上で、改めて商工中金さんのホームページ含めて企業理念等々の確認をさせ

ていたいたいんですけど、残念なことなんですね

ども、ホームページを見て、私ちょっととがつかり

しました。

なぜかといいますと、ホームページの中に本件

に関する、特にトップページに本件に関して申し

訳ありませんといふ言葉が一つもないんですね、今

の時点です。トップページにあるのは、熊本地震に

対して被害を受けられた方へのお見舞い、これが

トップページの一番上にあります、それ以外は

通常業務のお知らせになっています。

私、本当に今社長からは率直な意見を私いただ

いたと思つています、本当に思つています。前向きな気持ちが本当にあります、改革していくなければなりません。そこで思つてますが、ただ、関係者の皆さん方が何かあったとき見るのは、やはり今の時代、ネットで調べること多いと思うんですね。そうしますと、ホームページというの

は、会社の姿勢を発信をしていく、社長自らの思

いを語つていく上では大変重要なツールだと思

います。残念ながら、そのホームページには本件に

関する記述は見受けられませんでした。

ただ、探していきますと、ニュースリリースの中

に、こうしたことが中小企業庁からも言われ、

がニュースリリースの中に四月二十五日の部分を

クリックすると出てくるという状況になつていま

す。

大変残念な思いでこのホームページを見させて

いただいたんです、改めて確認をされども、

こうしたホームページの対応を含めて、まだ内部

の中には何かを隠したい思いがあるのではないか

か、そういう疑惑が残念ながら浮かんてしまふん

ですけれども、この信頼回復に懸ける意思という

ものを改めて確認をさせていただきたいと思いま

す。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、今回の事案が判明して

以降、その都度、公表資料、そして四月の第三者

委員会の調査報告書をホームページにアップして

まいりました。しかしながら、今御指摘のとお

り、ホームページのトップページにおわびを掲げ

るということはいたしてございませんでした。

昨日御指摘をいただきまして、早速トップペー

ジの冒頭に今回の事案のおわびを掲げるとともに

、これまでの公表について、第三者委員会も含

め一覧いただける特設ページを整備いたしまし

た。

こうした対応が思い至らず、誠に申し訳なく

思つているところでございます。

○磯崎哲史君 やはり自分たちが犯してしまった

こと、これは反省をしながらも、しっかりとそれを対外的に公表していくことは大変勇気が要ることだと思いますが、その勇気がなければ改革の一歩を踏み出せませんので、今回トップページ含めて、ホームページ含めて情報発信をしていただいたことは、しっかりと私も受け止めたいと思います。

今回、事の発端といたしましては、二〇一六年の十月に鹿児島支店で不正が発覚したというところが事の発端になつておりました。これ、鹿児島支店で不正が発覚をした、その発覚した経緯、何がきっかけで発覚をしたのか、その点についてまず確認をさせていただきたいと思います。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

昨年十月二十四日に、鹿児島支店において、業務時間中の打合せのときの職員の発言を契機に、

危機対応業務の要件確認においてお取引先の試算表等の数値等の改ざんが行われたという不正行為

が、次長が発見したわけでございますが、判明いたしました。当日、直ちに本部に一報され、支店長が営業職員全員と面談をした上、翌日十月二十

五日に私まで報告がありました。私は、その事案の重要性を踏まえ、直ちに監査部による特別調査の実施を指示し、内部調査に着手いたしました。

そして、内部調査を進めていく中で、鹿児島支店で不正行為の件数が増え、また他の支店への広

がりも見られるなど、事態の深刻さを認識し、捜査の客觀性、中立性、専門性を確保して説明責任

をしっかりと果たしていくことが重要と判断し、十

月十二日に第三者委員会を設置して以降、第三

者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

そして、監査部は、支店報告からは不正があつた、疑惑があつたという報告が上がつていて、疑惑は

かかわらず、現地調査をした結果として、疑惑は問題なかつたという報告書をなぜか上げることになつています。支店報告とは矛盾があつたにもか

かわらず、問題なかつたという結果が監査部から上がつていくことになつていています。

また、組織金融部は、コンプライアンス統括室

からは結果的には犯罪行為はなかつた、監査部からも問題なかつたという結果を受け、結果的に

危機要件判定ロジックというものを考えているんですけれども、まさに今御説明いただいたとおり、鹿

児島支店は内部の会議においておかしいんじやないかという声が上がって、しっかりとそれを本部

にすぐに伝達をされ、本部が動いて、やはりおか

れを現場に命じています。新しく作った資料に対

して、全面調査しようと、これ、極めて健全な動きだったと思うんです。

ところが、その後調査を拡大をしていく中でお

かしい動きになつていて、特に、先ほど宮

本委員からもございましたが、池袋の事案が私

その最たるものだというふうに調査報告書を見て

受け止めています。ほかの支店で行われたことは

不正は不正としてしっかりと確認をされているん

ですが、この池袋の事案はなぜか本部から、本部

特に部署としてはコンプライアンス統括室、そ

れから監査部、それから組織金融部まさにガバ

ナンスの核と、いいますか中心を成すべき部署

が、これはちょっと本当は質問しようかと思った

んですが、ちょっと時間の関係で私の方からお話

をしますけれども、コンプライアンス統括室は、

もしかするとこれは私文書偽造罪に当たるかもし

れないのかというロジックを考えて、結果として

この後コンプライアンス統括室は、偽造罪に當た

らない、そうしたヒアリングの結果になるような

形で誘導するペーパーを作つてヒアリングを促し

ないのかというところです。

そして、監査部は、支店報告からは不正があつた、疑惑があつたという報告が上がつていて、疑惑は

かかわらず、現地調査をした結果として、疑惑は

問題なかつたという報告書をなぜか上げることになつています。支店報告とは矛盾があつたにもか

かわらず、問題なかつたという結果が監査部から

上がつていくことになつていています。

また、組織金融部は、コンプライアンス統括室

からは結果的には犯罪行為はなかつた、監査部からも問題なかつたという結果を受け、結果的に

危機要件判定ロジックというものを考えているん

ですけれども、それについても全く問題なし。

最終的には、最終的にお金貸し出すときに行つて

いるチエックシートとエビデンスの差し替え、こ

れを現場に命じています。

して新たに当時の人のサインをさせて、押印までさせて、古い資料は組織金融部の方で預かって保管をする。つまり、完全に差し替えて書類を作り直した、それを指示したというところまでの報告書には書かれています。

の不適切な対応として大きく一点が指摘されています。まず、コンプライアンス統括室が作成した誘導質問ペーパーに沿って監査部がヒアリングを行いまして、疑われる事案百十件を全て偽造でないとしたこと、もう一つは、危機対応業務の要件の充足の確認に関して、組織金融部は、不十分な顧客へのヒアリング、事後的なエビデンスの当てはめにより疑われる事案百十件全てについて要件充足といたしました。

商工中金におきましては、第三者委員会のこの調査報告書で指摘されております例えはガバナンスや企業風土の観点も含めて根本原因をしつかりと特定していただいて、それを踏まえて抜本的な改善対応策を講じる必要があるというふうに考えております。

このため、五月九日に経産省、財務省、金融庁の三府連名で商工中金に対しても業務改善命令を発出して、調査未実施の危機対応貸付け全体について調査を継続して、その結果、あるいはその第三回者委員会の調査結果も踏まえて、問題の所在や根本原因を特定することなどを求めているところでござります。

また、業務改善命令の発出と同日、三井住友銀行

あります。これはもうバンカーにあるまじき行為をやつたわけでありますから、こういった人たちの処分をどうするかということ、そして担当役員の管理責任、これをどういうふうにしていくかというふうなことをしっかりと定めさせていただきたいと、いうふうに思いますし、ガバナンスの抜本的な強化へ向けた組織体制の見直しの検討といったことも対応を求めていきたいというふうに思つております。

○磯崎哲史君　社長、現場は社長の背中を見ています、言動を見ていてます。社長、つらいかもしれませんけれども、嫌われ者になつてリーダーシップ取つていただいて、それが何よりも大切だと思います。

この件、まだまだ確認しなければいけないことがありますので、引き続きこういった機会を設けていただけますことをお願ひいたします

て、私の質疑、終わります。

○浜口誠君　皆さへ、おはようございます。民進  
党・新緑風会の浜口誠でございます。  
まず冒頭、昨日の衆議院の委員会、あるいは昨  
日今日の新聞でも報道されておりますが、加計学

園の件について、文科省並びに内閣府の方に確認をしていただきたいと思います。

府の方から文科省に對して、今回の加計学園の獸医学部の新設について官邸トップレベルの意向が働いている、こういった内容のことを伝えていたりのかどうか、この事実関係を確認をさせていただ

○政府参考人(浅田和伸君) お答えさせていただ  
きたいと思います。  
報道されております文書につきましては、今朝  
きます。

の報道も含め、現時点では事実関係について確認をしていくという段階でござります。

1

## 第三者委員会の報告書で 管理部門の内部調査





していなかつた、する機会をつくつていなかつた  
ということによろしいですか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

支店で裏議書を起こしますので、その裏議書が  
上に上がりますので、それは上の者はもちろん判  
断するわけでございますけれども、それはその中  
で、支店の中で判断されるわけでございますけれども、別の部署でそれをきつとチェックすると  
ころがなかつたということです。

例えば、融資判断であれば、金融の審査であ  
れば本店に審査本部というところがあつて牽制を利  
かせてているのでございますけれども、この要件  
チェックについては入口チェックであつたもの  
で、本店でそこを監査する、管理する部門がな  
かつたということです。

【理事石上俊雄君退席、委員長着席】

○伊藤孝江君 ありがとうございます。  
次に、原因としまして、危機時に備えて措置さ  
れた危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組  
み込んで配分したことなどにより、国の方策の制  
度趣旨に沿つた運用を十分に徹底できず、経営と  
現場との間に認識のギャップを生じさせてしまつ  
たことやコンプライアンス意識が低下したことを  
挙げておられるんですけれども、ここでお聞きし  
たいのが、本当にその経営と現場との間にギャッ  
プがあったのかと、経営の意識がそのまま現場に  
下りていたんじゃないかということなんですね  
ども、そもそも、危機対応融資に業務計画上の目  
標、数値目標を設定して業績評価に組み込んだと  
いうことも経営側の方針ですし、まさにその経営  
側が危機対応融資に目標を設定して、それを現場  
に丸投げをしたと、それが今回の原因なのではな  
いかと、いうふうにも思つております。

融資残高を見ても、融資全体の中で危機対応融  
資が約三分の一程度あります、三分の一程度も  
あるというところからしても、特別な危機状態を  
前提としているような融資にはなかなか見えにく  
いと。経営と現場にギャップがあつたのかどう  
か、また、ギャップがあるというのであればその

ギャップがなぜ生じたのか、簡潔にお答えいただ  
きたいと思います。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

第三者委員会の報告書を踏まえまして、やはり  
業店ごとに計画値を設定するとともに、危機対応  
業務の実績を業績評価の対象としていたことか  
ら、結果として、経営側は予算の上限を分配した  
つもりだつたんでございますけれども、それを業  
績評価の対象としたために、それは必ず実施しな  
きやいけないんだというふうに現場は理解をいた  
しました。それで、現場におきましては、それが業  
達成目標としてプレッシャーを現場に与えてし  
ましたというふうに考えてございます。そういう  
ギャップがあつたという認識でございます。

○伊藤孝江君 それじゃちょっと、業績評価に組  
み込んだことという点について、なぜ組み込んだ  
かというのを簡単にもう一度御説明いただけます  
か。

○参考人(安達健祐君) 通常の融資、商工中金の  
ほかの業務も全て業績評価に入つてございまし  
て、この業務についてもやっぱりこれを中小企業  
の方に普及させて、制度趣旨を普及させたいとい  
うこと、広く中小企業の方に伝わってもらえる  
ようにということで、職員に頑張つてもらいたい  
という趣旨ではほかの業務と同じ観點から入れてし  
ましたということがあります。

それで、この危機対応業務というのは国の制度  
に対する貸付けでございますから、そういう意味  
では、先ほどどなたかの議論でございましたけれ  
ども、量的補完をするものじゃなくて質的補完を  
するものなので、量的に必要なところに必要  
がないにもかかわらずやるものではないという  
ことだと思いますが、この当時は、ほかの商工中  
金の行つてゐる業務と同様に業績評価に組み込  
みます。

今回、直ちに業績評価から外してございます。

○伊藤孝江君 今回、業績評価から外してとい  
うところで、一つそういう意味でのプレッシャーが  
減つたというところはあるのかも分からんんで  
すが、また、コンプライアンス意識の低下と  
話もありましたけれども、今回の試算表の改ざん  
とか数字の入替などを見たときに、教えてもら  
わなければ分からぬというようなことではない  
と思うんですね。してはいけないということが。  
必ずしもコンプライアンスの講義を受けたから、  
教えてもらったからやらないというものではな  
く、そもそも銀行員の方であれば、行員の方であ  
れば、また通常の社会人であれば当然してはいけ  
ないということははつきり分かる中で、幾らその  
プレッシャーがあつたとはいえ、その中の一人、  
二人、また数人がやつたということであればとも  
かく、これだけたゞさん的人数が手を染めてしま  
つてはいるというのは、またそのプレッシャー以  
外のものがあつたのか、それかプレッシャーが本  
当に極端なものだったのか、そこがちょっと理解  
できないところではあります。その点についてど  
うお考えですか。

○参考人(安達健祐君) 多くの人間がこういう行  
為を行つて、行為者が増えていたということ  
でござりますけれども、やっぱり経営側として不  
正リスクへの認識が甘くて不正防止に係る手続が  
不備だったと。先ほど申し上げたとおり、要件確  
認を窓口の担当者に任せていたと、そこが経営側の  
リスク認識の甘さだったということを理解して  
おります。危機対応業務融資、プロパー融資を問  
わず、融資審査自体は適切に行われており、いわゆ  
る不正融資が行われたというわけではございません。  
先ほど申し上げたとおり、融資については、  
金融機関でございますから審査本部といふところ  
がございまして、本部において非常に厳しく  
チェックをしているという体制になつてございま  
す。

○伊藤孝江君 先ほどお話をいただいた池袋支店  
のことですね、たくさん聞かれて、いますけれど  
も、ちょっとこの池袋支店の過去の隠蔽といふと  
ころについては、私自身も、重要な本当に機会を  
逃してしまつたというのか、非常に大きな失態  
だつたと思っております。

そのことについて少しお聞きをしたいんです  
が、池袋支店で、本部の管理体制に問題があつた  
といふようなこともおっしゃつて、いますけれど  
も、コンプライアンス統括室、また監査部、組織  
金融部といった複数の部署で多くの人間が関与し  
て、いたながら、また、百十件という件数も先ほど上  
がつてましたけれども、それだけの疑義がある  
んじゃないかということをきつちり調査しない、  
また、問題がなかつたかのように誘導する、そこ  
まですることなのであれば、もうどんな体制を組

性に対して意識が低いというのを見ると、危機対  
応業務の融資だけの問題なのかと。

また、さつきもおっしゃつたように、危機対応  
融資以外も含めて全ての業務がその評価対象に  
なつていて、危機対応融資のみこのようない  
形での不正が行われているのかどうかとい  
うところは不安になるところでもあります。

危機対応融資以外の融資においてこういう不正  
な申請などはなされていないことによろし  
いんですか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。  
今回の事象は、プロパー融資にはない、融資審  
査の前段階に当たる危機対応業務特有の危機事象  
の要件確認において不正が発覚したものでござい  
ます。危機対応業務融資、プロパー融資を問  
わず、融資審査自体は適切に行われており、いわゆ  
る不正融資が行われたというわけではございま  
せん。先ほど申し上げたとおり、融資については、  
金融機関でございますから審査本部といふところ  
がございまして、本部において非常に厳しく  
チェックをしているという体制になつてございま  
す。

○伊藤孝江君 先ほどお話をいただいた池袋支店  
のことですね、たくさん聞かれて、いますけれど  
も、ちょっとこの池袋支店の過去の隠蔽といふと  
ころについては、私自身も、重要な本当に機会を  
逃してしまつたというのか、非常に大きな失態  
だつたと思っております。

そのことについて少しお聞きをしたいんです  
が、池袋支店で、本部の管理体制に問題があつた  
といふようなこともおっしゃつて、いますけれど  
も、コンプライアンス統括室、また監査部、組織  
金融部といった複数の部署で多くの人間が関与し  
て、いたながら、また、百十件という件数も先ほど上  
がつてましたけれども、それだけの疑義がある  
んじゃないかということをきつちり調査しない、  
また、問題がなかつたかのように誘導する、そこ  
まですることなのであれば、もうどんな体制を組

んでも意味がないんじやないかと。

調査報告書によれば、特別調査班において、この池袋支店の事案に対し、本件行為者らに対し、各人数分間ずつ、全件についてまとめて誘導質問ペーパーに従つたヒアリングを行い、これに沿つた回答を得た、その上で、統括室は本件行為者らから明確な回答を得られたことを確認した。各人数分間ずつ、全件についてまとめてとう調査で、なおかつ誘導質問のペーパーを作つていると、これだと、不適切な調査があつたということよりも、本当にそれ以上に調査をそもそもしていないんじゃないか、また、偽証に加担したんじゃないかというふうに言われてもやむを得ない調査だつたと思います。

このときに、まず事実関係の確認をしたいんですけど、この池袋支店で調査対象となつた融資件数、また対象者の数ですね、職員の方の。融資の数と、あわせて、融資条件や対象者をどのように選んだのかについてお教えいただけますでしょうか。

池袋事案の調査対象融資件数は百十件、調査対象者は四名でありました。二年前の池袋事案でござりますけれども、事案発覚の原因となつた貸出口座の担当者及びその担当者が所属する課を中心に、支店の貸出金口座のうち七百三件を抽出し、様式に共通性がある等顧客作成が疑われる点がある試算表を百十件、四名分洗い出したものでございます。

○伊藤季江君　じゃ、逆に、調査に関わった方のコンプライアンス統括室、監査部、組織金融部の方はどのぐらいいらっしゃったんですか、人数としては。

○参考人 安達健祐君　二年前の池袋事案の調査に携わつた者の人数は、コンプライアンス統括室三名、監査部十九名、組織金融部六名となつてござります。

誰一人そこで声を上げる人がいなかつたといふのが本当に大きな問題として指摘せざるを得ないのかと思いますけれども、この調査に携わったのもその事実関係については把握をされていたということによろしいんでしょうか。

参考人(安達健祐君) 当時、監査部等の管理部によつて、職員による改ざんではなく、顧客かのヒアリングに基づき職員が自ら作成した資料であることや、全ての案件において制度の要件の不足を確認したことから、不祥事案でないと誤解され、判断を行つたわけでござりますけれども、委員会の報告書では、明確な形での決断とか組織命令のないまま場の雰囲気とか何となく行われる集団的な隠蔽行為であるとの指摘を受けてございました。

伊藤恵江君 ちよつと今の御回答への確認です。それぞれがこの危機対応業務という業務で間違があつてはならないといふことが強くて、不祥事案でなければならないなどいうふうに思つて、それが、そういう場の雰囲気で結果として隠蔽がされてしまつたというのが第三者委員会の報告の結論でございます。

参考人(安達健祐君) 先ほども質疑がございましたが、監査部では、不祥事案に当たる場合には法律違反かどうかという観点でその当時調査をいたしました。それで、その当時、法律は何に違反するかということですけど、私文書偽造に違反するのではないかということをございました。私文書偽造の、それは、どういう場合に私文書偽造が当するのかというのを法律的に詰めたわけですか。

して、故意に基づいて改ざんすると私文書偽造に当たると。それで、ただ、自分の資料であれば、それは自分の資料なので私文書偽造に当たらない。となると、このエビデンスの資料は他者お客様からいただいたものなのか、自らお客様に頼まれて作ったのかという議論で、だから、お客様の資料ではなくて自分で作ったものであればそれは私文書偽造に当たらないということで、ヒアリングの過程で、それは自らお客様から聞いて作成した資料ですねというふうに聞くというようなペーパーであつたといふことが、第三者委員会のお報告ではそういう報告でございました。

○伊藤孝江君 一応、このときの調査では、平成二十七年三月に一旦袋阪支店ではもう調査を終りましたといったことで、行為者らに始末書を提出させて、人事部長名での厳重注意、その上で賞与が減額されるという形での処分があつたというふうに報告がなされております。

これらの行為者につきましては、この平成二十七年三月以降、更に同じことを繰り返しているとございましたが、それ以外はございません。

○伊藤孝江君 商工中金の方でコンプライアンス統括室による管理体制ができた時期がいつ頃なのかということと、これまでにこの統括室が対応、調査をして発覚した不正事件があるのかどうか、あるとすれば今回はなぜその以前のときと異なり隠蔽という方向に向かつてしまつたのかどうか、ということをお教えてください。

○参考人 安達健祐君 お答え申し上げます。

コンプライアンス統括室が設置されたのは二十九年の八月でございます。コンプライアンスに係る企画、管理、個々のコンプライアンス違反への対応、職員への教育、研修を主管してございます。設置以降、コンプライアンス統括室は、金庫の定めた事務手続に違反した内部規定違反、顧客

報漏えい、苦情、お客様の声、金融円滑化関連の不備事案等、広く事案についての対応、調査を行ってございます。これまでに発覚した不祥事案もありまして、適切に処理しているものと認識してござります。

ただ一方袋泡事案につきましては、委員会の報告書にも記載されているとおり、当金庫の存在意義を發揮するとの質的側面から、危機対応融資を遺漏なく行なうことが何よりも優先された意識が共有されて隠蔽、集団的に隠蔽されたわけでござりますが、今となって、これ今後再発防止を考えるわけですから、今となつて考えれば、こういう不祥事案の早期の端緒の段階から経営の幹部なりに伝わること、あるいは特別の組織を設けて、そういうところが不祥事案の端緒の段階からそれを知り、かつそれをどういうふうに処理していくかの検証を行うというようなことを、今回のこの池袋事案とか、ほかの事案でもそうでござりますけれども、そういうことが重要ではないかというふうに考えてございます。第三者委員会からもういう御指摘を受けているということでお伺いいたしたいと思います。

○伊藤孝江君 最後に一言。これから真相究明等でまたしつかりと本當にあるべき姿に、商工中金に戻つていただきたいというために、大臣の方からのこれからの方の決意というか、御所見についてお伺いいたしたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) ともかく、まず全件調査の結果を待つて、この危機対応業務の在り方も含めて抜本的な改善を行なっていただきたいというふうに思いますし、経産省としても、やはり監督の在り方というのはよく考えていかなければいけない。今までは書類がきちっと整つていればそれでいいことだつたんですが、まさかそれが改ざんされているという前提に立つておりますんでしたので、そういう視点での監督も含めて、我々の監督体制というのも少し強化をしていくということを考えていきたいというふうに思つております。

○伊藤孝江君 ありがとうございました。



を目的としていることに鑑み、中小企業協同組合に大企業がかなりの数入っているということは必ずしも正常とは言えないんだ、こういう答弁があつたわけなんですかけれども、中小企業支援が本來の役割だということから考えると、こうした状況は不正常な状況ではないでしょうか。

○政府参考人(宮本聰君) お答え申し上げます。商工中金法では組合及びその構成員が融資対象として規定されておりまして、そういう意味でいいますと、大企業であつても組合の構成員であれば融資を受けること、これ自体は可能でございます。

こうした大企業への融資も、当該企業のニーズに応えることは、ある意味、所属する組合の活動を下支えし、中小企業との取引等を通じまして、多くの中小企業の経営の安定あるいは地域経済の維持発展、こうしたものにも資するという観点から、商工中金の目的に沿つた仕組みとして限定的に対応しているところであります。

ただ一方で、組合の方の基になります中小企業等協同組合法、こちらがございまして、ここでは、中小企業の相互扶助といった法律的目的に合致する場合には大企業が加入することを排除しておらず、ただ、例外的にやはり大企業が入つてくる場合もあるんですね、その際に、例えば理事会の決議等を経て組合が判断するわけですが、大企業を含めた事業者の加入に関しては理事会の承諾を得る旨を定款で定めるよう、こういうふうに示しておりますし、また、同法では、大企業が一つでも加入した場合には公正取引委員会への届出を義務付けるというようなこともございます。

こうした形で、基本的に組合という形の中では、中小企業の発展ということがメインに据えられていることは確かでございます。

○岩瀬友君 大企業は日本政策投資銀行からの融資を受ければいいわけで、大企業がこの中小企業向けの商工中金の融資枠を使うのはおかしいといふことだというふうに私考えるんですね。可能だけれども、やっぱり不正常だということだと思う

んです。これ、きちんと調査をする必要があるということを指摘をしておきます。

現在、危機対応業務を行う金融機関に指定をされているのは、中小企業向けでは商工中金だけになっています。この間、政府は危機対応業務に民間金融機関の参入を促すんだというふうに言い続けておりますけれども、これは今一体どうなつているでしょうか。

○政府参考人(宮本聰君) お答え申し上げます。

現時点において危機対応業務を行う指定金融機関などは、民間金融機関は存在しない状況であります。そういう意味でいうと、危機があつた場合の資金繰り支援に万全を期すという意味では、商工中金が一定の役割を今までに果たしているところでございます。

もちろん、なるべく多くの民間金融機関がこの危機対応業務を行なう指定金融機関になつていただく、その環境を整えるというのが、これが政府の役割だと思っていますので、例えば、これまでも指定金融機関になるための申請手続の簡素化、あるいは危機対応業務の実施要領のひな形のは、中大企業の相互扶助といった法律的目的に合致する場合には大企業が加入することを排除しておらず、ただ、例外的にやはり大企業が入つてくる場合もあるんですね、その際に、例えば理事会の決議等を経て組合が判断するわけですが、大企業を含めた事業者の加入に関しては理事会の承諾を得る旨を定款で定めるよう、こういうふうに示しておりますし、引き続き続けていきたいと思っております。

○岩瀬友君 危機対応業務に参入をしている民間金融機関は存在していないということで、この民間金融機関が危機対応業務に参入しない理由をどのように把握していますか。

○政府参考人(宮本聰君) お答え申し上げます。商工中金法では組合及びその構成員が融資対象として規定されておりまして、そういう意味でい

ます。

○岩瀬友君 今の答弁聞いても、民間金融機関はこの危機対応業務に参入をする見通しは立つてないということだと思うんですね。この商工中金の完全民営化は、リーマン・ショックそして東日本大震災を受けて期限を先延ばしすることになつて、前回、二〇一五年の法改定のときには期限の定めが削除をされております。

○政府参考人(宮本聰君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、この民営化の期限が何回か、二回延期されているわけですが、その最後

後、平成二十七年の商工中金法の改正時点において、まさにこの危機対応業務を行なう指定金融機関となつている民間金融機関が存在していないといふ状況を踏まえまして、こうした万全な体制がいつまでに整つかについて期限を示すことが困難であったことから、具体的な期限についてはこの度は明示していないところでございます。

○岩瀬友君 資料の③を御覧ください。政府系金融機関と民間金融機関による中小企業向け貸出残高の推移といふものなんですかけれども、これ見ていただければ分かるように、民間の金融機関の貸出しが落ち込んで谷になつているときには政府系金融機関が山となつてゐる。政府系金融機関は中小企業の資金繰りを下支えする役割を果たして

いるということは、これまでの経過を見ても間違いないありません。

そこで、大臣にお聞きをするんですけども、この商工中金の危機対応業務を含めて、政府系金融機関が果たしている役割について、大臣はどの

必要になつてくる、それからまた、金融対応業務に必要なシステムを構築してこれを常時稼働させらりますと、日本公庫や商工中金は、危機対応業務も含めて、信用リスクが高い場合や長期の資金など、民間金融機関では対応が困難な資金を中小企业に供給するという点で重要な役割を担つて

いると思つております。

特に、過去のリーマン・ショック、この資料でも赤のグラフがとんがつてあるところがリーマン・ショックのときなわけあります。リーマン・ショックや東日本大震災等の有事において民間金融機関のみでは中小企業の資金繰りが十分じゃなかつたという経験からすれば、その重要性というのは非常に疑うところがないところだといふふうに思つております。

○岩瀬友君 非常に重要な役割を果たしているんですけど、危機対応業務を担う政策金融から商工中金が撤退するという方針は破綻をしているんだというふうに思ひます。

○岩瀬友君 非常に重要な役割を果たしているんですけど、危機対応業務を担う政策金融では、不正行為の原因について、公的な性格を色濃く残す金融機関であり、事実上、自由に営利を追求することができるわけではない、しかし、株式会社である以上、営利を追求し、株主の利益の最大化を目指すことは当然に要求をされると分析をしています。結局、公的な役割と民営化は矛盾をついています。

そこで、大臣にお聞きをしますけれども、この完全民営化の方針、これを見直す必要があるのではないでしようか。

○国務大臣(世耕弘成君) まず、全件調査による全容解明の結果を待ちたいと思いますが、それを踏まえて、商工中金における危機対応業務の運用、在り方について、またガバナンスを強化することはもちろんのこと、民営化をめぐる商工中金の在り方について、この全件調査を踏まえて議論をしていきたいというふうに思います。官から民へという方針の重要性に変わりはないというふうに考えております。

経産省としては、引き続き、中小企業・小規模事業者の資金繰りを切れ目なく支援するという役割はしっかりと維持しながら、できるだけ早期に商工中金が完全民営化できるよつた状況をつくつてまいりたいと考えております。

○岩渕友君

第三者委員会による不正行為の原因

分析では、株式会社として利益追求を要求されるところに危機対応融資を行わせれば、本来これを利益追求の手段とするべきではないという制度趣旨があつたとしても、現場がこれを顧客にとって有利な商品の一つとして営業することになること、また、支店や課への割当てが営業ノルマとして認識されることは容易に想像ができるところである。制度の導入時にそのような状況が生じ得ることに思いが至らなかつたとするならば、それは想像力の欠如とリスク認識の甘さとして批判されてもやむを得ないと、こういうふうに厳しく指摘をしています。

危機対応業務を担う政策金融から商工中金が撤退するという完全民営化は破綻をしています。中小企業の資金繰りを下支えする政策金融として位置付け直すべきだということを指摘をして、質問を終わります。

○石井章君 日本維新の会、石井章、通告に従いまして質問いたします。

まずは最初に、安達参考人に冒頭お伺いしますが、商工中金の役目、使命、仕事というものはどういったものなのか、まずその大義というか、それをお答えください。

○参考人(安達健祐君) 商工中金は、中小企業による中小企業のための金融機関というのが一番のポイントだと思ってございます。商工中金の株主は、国が四六%、残りを中小企業の組合とその構成員が占めてございます。まさに中小企業による中小企業のための金融だということでござります。

それで、じゃ、どういう分野でやっていくのかといふと、まず、危機に対してもちゃんと対応しないきやいけないとということで、危機対応業務とい

うことでございます。それから、中小企業の成長に役立たなきやいけないこと、成長支援でござります。

そのことによつてつながるようにしなきやいけない。それが一番、こういつたものが根幹だろうと

いうふうに思つてございます。

○石井章君 そのとおりでありまして、その大義

を忘れたらこれは大変なことになるわけなんです

けれども、ただ、その危機対応についての融資の

中で改ざんがあつたということなんですが、恐らく、あなたは運が悪くて、天下り行って二年間で

移る間にこういう問題が起きて、三割給与返上と

いうことなんですが、ちょっと三割じゃ足らない

と、私は、小池さんみたく五〇%返上してもいい

んじゃないかと思うんですけれども。

そこでお伺いしたいのは、融資の申込件数に対

して、申込みから今度実行、もちろん改ざんとか

も全部含めてですよ、改ざんしたものも含めて融

資の実行率、件数でもつてどの程度になるか、お

伺いします。

○参考人(安達健祐君) 申し訳ございません、今

ちょうど手元に資料を持ち合わせてございませ

ん。済みません。

○石井章君 かわいそうにね、ここまで参考人で

呼ばれているのに、普通後ろでちゃんとメモを出

したりしつかりフォローするのに、国会に呼ばれ

るわけですから、その程度のことはきちんと調べ

て、幾ら天下りさんでもその程度のことはしつか

り勉強してこないと、通告してあるからその内容

だけだと思つたら大間違いで、この程度のことは

やっぱりきちんとしていただきたいと思います。

それから、まず、例えば政府系といふことであ

りますから、大企業などには貸さないのが普通な

ことありますけれども、例えば政府系のお金の流

れからすると、当然ながら日本政策金融公庫、旧

国金ですね、國金が橋本元総理大臣のときには合併

しまして、農林とかいろんな合併して一つになつ

ていますけれども、もう一つは、民間の金融機関に保証付きとして保証協会が利用することもでき

ています。

保証協会の利用の限度額が二億八千万、たしか

二億八千万だと思うんですけれども、この商工中

金の利用の限度額について幾らなのか、お伺いし

ます。

○参考人(安達健祐君) 日本政策公庫のように、

限度額は特にございません。

○石井章君 私、自分で勉強してきたのは後で質

問するんですけども、やつぱり改ざんをしなく

てはならないほど融資の実行をするには難しい案

件が多かったのか、でも、やつぱり利用者は中小

企業がメインだということありますから、やつ

ぱり政府側も、例えば担当主務省の世耕大臣にも

お伺いしたいんですけども、少し基準が厳しい

んじゃないかと思うんですけれども。

そこでお伺いしたいのは、融資の申込件数に対

して、申込みから今度実行、もちろん改ざんとか

も全部含めてですよ、改ざんしたものも含めて融

資の実行率、件数でもつてどの程度になるか、お

伺いします。

○参考人(安達健祐君) 申し訳ございません、今

ちょうど手元に資料を持ち合わせてございませ

ん。済みません。

○石井章君 かわいそうにね、ここまで参考人で

呼ばれているのに、普通後ろでちゃんとメモを出

したりしつかりフォローするのに、国会に呼ばれ

るわけですから、その程度のことはきちんと調べ

て、幾ら天下りさんでもその程度のことはしつか

り勉強してこないと、通告してあるからその内容

だけだと思つたら大間違いで、この程度のことは

やっぱりきちんとしていただきたいと思います。

それから、まず、例えば政府系といふことであ

りますから、大企業などには貸さないのが普通な

ことありますけれども、例えば政府系のお金の流

れからすると、当然ながら日本政策金融公庫、旧

国金ですね、國金が橋本元総理大臣のときには合併

しまして、農林とかいろんな合併して一つになつ

ていますけれども、もう一つは、民間の金融機関に保証

付きとして保証協会が利用することもでき

ています。

○國務大臣(世耕弘成君) この今回問題になつて

いる融資というのは、これ危機対応業務というこ

とになるわけでありますから、当然これも法律上

も一定の危機でなければならぬ。

この危機をどういうふうに認定しているかとい

いますと、一定の金融機関が通常の条件により内

外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズ

ム若しくは感染症等による被害に対処するために

必要な資金の貸付けを行つことが困難な場合とい

う形で危機の認定の要件が定められているわけで

あります。

これ、大規模な金融危機や大災害だけではなく

て、例えば中小企業の外部環境の変化への脆弱性

も踏まえて、例えば急激に原材料ですか工ネル

ギーコストが上がつた場合ですか工ネル

ギー状況が続いていて脱却できないというよ

うな状況、多くの中小企業の経営に悪影響を与える

と、我が国の経済活動に支障を来すおそれがある事

象についてもなるべく、前広と言ふとちょっとと語

弊がありますけれども、そういういた案件は拾い上げて認定するという形になつております。

これ、大規模な金融危機や大災害だけではなく

て、例えれば中小企業の外部環境の変化への脆弱性

も踏まえて、例えば急激に原材料ですか工ネル

ギーコストが上がつた場合ですか工ネル

ギー状況が続いていて脱却できないというよ

うな状況、多くの中小企業の経営に悪影響を与える

と、我が国の経済活動に支障を来すおそれがある事

象についてもなるべく、前広と言ふとちょっとと語

弊がありますけれども、そういういた案件は拾い上げて認定するという形になつております。

○石井章君 ありがとうございます。

確かに危機対応についての融資の改ざんとい

うことであつたと思うんですが、恐らく一般の貸付

けなども見ても、それに近いようなものが必ず出

てくると思います。それはきちんと調べていただ

いて、ただ、トカゲの尻尾切りにならないよう

に、根本的にやつぱり問題があるんだと、確かに

やつぱり行員さん、行員と言つていいんですけど

ね、商工中金の職員の方々もそれなりのプロペー

ルの方も、プロでありますから確かに改ざんするの

も簡単にできるかもしませんが、しかし、本意

でやつぱりいるとは思えないんです。余りにも政

府側の基準が厳し過ぎて、やつぱりお客様に、

困つている人に貸出ししたいという本意なのか、

それともまず厳しくして貸さない方にするのかと

いうこともありましたから、それでもやつぱり私はこれを機に

なきやいけないということで、危機対応業務とい



○委員長(小林正夫君) この際、本案の衆議院に

おける修正部分について、修正案提出者衆議院議員近藤洋介君から説明を聽取いたします。近藤洋介君。

○衆議院議員(近藤洋介君) ただいま議題となりました企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、地域経済牽引事業の促進に際し、政府は、土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるとときは、所要の措置を講ずるものとする規定を附則第七条に追加するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(小林正夫君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聽取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長

発展の基盤強化に関する法律

目次中「第四条」を「第三条」に、「地域における

産業集積の形成等」を「地域経済牽引事業の促進」

に、「第五条」を「第四条」に、「同意集積区域」を

「促進区域」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第

三節 承認企業立地計画等に係る措置(第十四条

一 第二十三条」を「第三節 承認地域経済牽引事

業計画に係る措置(第十三条—第二十六条)

に、「第二十四条—第二十九条」を「第二十一条—第三

十九条」に改める。

第一条中「産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化」を

「地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相

当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進」に改め、「地方公共団体が」の下に「その地域の経済社会情勢を踏まえつゝ」を加え、「地域経済の自律的発展の基盤の強化」を「地域の成長

発展の基盤強化」に改める。

第二条を削る。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案

(小字は衆議院修正)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

2 この法律において「地域経済牽引支援機関」とは、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の地域経済牽引事業に対する支援の事業を行つ者をいう。

第三条第三項から第五項までを削り、同条第六項に次の一号を加える。

九 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のもの

第三条第六項を同条第三項とし、同条を第二条とする。

第四条第一項中「産業集積の形成及び産業集積の活性化(以下「産業集積の形成等」という。)」を「地域経済牽引事業」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 地域経済牽引事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項

ロ 次条第二項第一号に規定する重点促進区域及び同項第四号に規定する重点促進区域の設定に関する基本的な事項

ハ 地域経済牽引事業の促進に当たつて生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項

二 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

本 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他の地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基

本的な事項

環境の保全、土地利用の調整(土地の利

用に当たつての農地法(昭和二十七年法律

第二百二十九号)、都市計画法(昭和四十三

年法律第二百号)その他の法律の規定による

許可その他の処分に係る調整をいう。次条

第二項第九号及び第十一条において同じ。)

その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮

すべき事項

ト その他の地域経済牽引事業の促進に関する

重要な事項

二 地域経済牽引支援機関の連携に関する次に掲げる事項

イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

三 第四条第四項中「関係行政機関の長」の下に「(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)」を加え、同条を第三条とする。

四 第二章の章名を次のように改める。

第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置

第五条第一項中「第七条の規定により組織する

地域産業活性化協議会における協議を経て、産業

集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、同条第二項第一号から第九号までを次のように改める。

一 基本計画の対象となる区域(以下「促進区域」という。)

二 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

三 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

四 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(以下「重点促進区域」という。)を定める場合にあつては、その区域

五 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

六 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開(地方公共団体その他の公共機関が、地域経済牽引事業を行う者の電子計算機による情報処理の用に供するため、地域経済牽引事業に必要な情報をインターネットその他の方により公開することをいう。第八条第三項において同じ。)の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

七 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

八 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

九 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項

第五条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与する」を「により地域経済牽引事業が促進区域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、同項第五項とし、同条第三項中「(昭和四十三年法律第百号)」を削り、「方針」の下に並びに農業振興地域整備計画」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 市町村及び都道府県は、基本計画を作成しようとする場合において、第七条第一項に規定する地域経済牽引事業促進協議会が組織されいるときは、当該基本計画に定める事項について当該地域経済牽引事業促進協議会における協議をしなければならない。

第二章第一節中第五条を第四条とする。

第六条 第六条第一項中「前条第五項を「前条第六項」に改め、「次条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て」を削り、同条第三項中「前条第五項から第七項まで」と「前条第三項及び第六項から第八項まで」と「同意」を「基本計画の変更」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(報告の徴収)

第六条 主務大臣は、市町村及び都道府県に対し、第四条第六項の規定による同意をした基本

計画(前条第一項又は第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。

第七条の見出しを「(地域経済牽引事業促進協議会)に改め、同条第一項中「第五条第五項の規定による同意を得た基本計画(前条第一項又は第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)を「同意基本計画」といって掲げる事項が定められているものに限る。」を削り、「同項第三号に規定する区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)」を

「重点促進区域」に、「市町村は、同意企業立地重点促進区域における」を「市町村(以下「重点促進市町村」という。)は、工場立地特例対象区域(重点促進区域において当該重点促進区域の存する市町村が指定する、工場又は事業場の新設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。)を促進する必要がある区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)におけるに改め、「工場立地法」の下に「(昭和三十四年法律第二十四号)」を加え、「製造業等をいう。以下この条」「製造業等をいう。次項」「緑地をいう。以下この条」「緑地をいう。次項」「環境施設をいう。以下この条」「環境施設をいう。次項」「事項(同項)」に、「事項(以下この条)」「事項(同項)」に、「次項」「同項」に改め、同条第二項中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の」を「地域経済牽引事業の」に改め、同条第三項中「以下この条」に「この項及び次条第一項において」に改め、同条第二項中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の」を「地域経済牽引事業の」に改め、同条第三項中「以下この条」に「この項及び次条第一項において」に改め、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第九条第一項」に改め、第二

加える。

3 独立行政法人情報処理推進機構は、同意基本計画を作成した市町村又は都道府県の依頼に応じて、その行う第四条第二項第六号に規定する事業環境の整備(公共データの民間公開その他の地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備に関するものに限る。)に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二章第二节の節名を次のように改める。

第二節 促進区域における措置

第九条を削る。

第十条の前の見出しを削り、同条第一項中「(第

五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。」を削り、「同項第三号に規定する区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)」を

「重点促進区域」に、「市町村は、同意企業立地重点促進区域における」を「市町村(以下「重点促進市町村」という。)は、工場立地特例対象区域(重点促進区域において当該重点促進区域の存する市町村が指定する、工場又は事業場の新設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。)を促進する必要がある区域をいう。以下この条及び次

条第一項において同じ。)におけるに改め、「工場立地法」の下に「(昭和三十四年法律第二十四号)」を加え、「製造業等をいう。以下この条」「製造業等をいう。次項」「緑地をいう。以下この条」「緑地をいう。次項」「環境施設をいう。以下この条」「環境施設をいう。次項」「事項(同項)」に、「事項(以下この条)」「事項(同項)」に、「次項」「同項」に改め、同条第二項中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の」を「地域経済牽引事業の」に改め、同条第三項中「以下この条」に「この項及び次条第一項において」に改め、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第九条第一項」に改め、第二

章第二節中同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「(工場立地法の特例)」を付する。

第十一条第一項中「市町村」を「重点促進市町村」に、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改め、「(以下この条において同じ。)」を削り、「以単に」を「次項において単に」に改め、同条第二項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形形成及び活性化に関する法律第十二条第一項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十条第一項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(土地利用調整計画の作成)

第十二条 重点促進市町村は、重点促進区域(当該重点促進市町村内に係るものに限る。以下この項において同じ。)において地域の特性を生かした地域経済牽引事業の促進を図る観点から、重点促進区域における地域経済牽引事業に係る土地利用の調整に関する計画(以下「土地利用調整計画」という。)を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めることができる。

二 土地利用調整計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行なうべき区域として設定する区域(以下この項及び第十七条において「土地利用調整区域」という。)

二 土地利用調整区域において地域経済牽引事業を行なうとする者に関する次に掲げる事項

三 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

三 都道府県知事は、土地利用調整計画が基本方針(第三条第二項第一号口及びへに規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、当該土地利用調整計画に同意するものとする。

4 土地利用調整計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する國又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針並びに農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。
5 地域経済牽引事業(土地利用の調整を要するものに限る)を実施しようとする者は、当該地域経済牽引事業を行おうとする地域をその区域に含む重点促進市町村に対し、土地利用調整計画の作成についての提案をすることができる。
6 地域経済牽引事業(土地利用の調整を要するものに限る)を実施しようとする者は、当該地域経済牽引事業を行おうとする地域をその区域に含む重点促進市町村に対し、土地利用調整計画の作成についての提案をすることができる。
7 前項の重点促進市町村は、同項の提案を踏まえた土地利用調整計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。
8 第十二条を次のように改める。 (土地利用調整計画の変更) 第十二条 重点促進市町村は、前条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画を変更しないとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
9 第二章第三節の節名を削り、第十二条の次に次の節名を付する。 第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置
10 第十三条から第十七条までを次のように改める。 (地域経済牽引事業計画の承認) 第十三条 促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画(以下「地域経済牽引事業計画」と
11 いう。)を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事(地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二項、第二十二条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項において同じ。)の承認を申請することができる。 この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。
12 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 地域経済牽引事業の内容及び実施時期 二 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法 三 地域経済牽引事業の実施による経済的効果 四 都道府県知事は、前項の規定による承認を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、
13 条第三項において同じ。)に関する事項 その承認をするものとする。
14 都道府県知事は、前項の規定による承認を受けた場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第一号及び第二号に掲げる事項の記載があるときは、同号に規定する土地の所在その他の当該地域経済牽引事業計画に記載された内容が第十一条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。第九項及び第十七条において「同意土地利用調整計画」という。)に適合することを確認しなければならない。
15 都道府県知事は、第四項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
16 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであつて、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。
17 主務大臣は、前項の規定による承認をしようの承認について準用する。 (事業環境の整備に係る措置の提案) 第十五条 承認地域経済牽引事業者(同意基本計画に基づき地域経済牽引事業を実施しようとする者以下この項及び次項において「承認申請予定事業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、同意基本計画を作成した地方公共団体の長に対し、地域経済牽引事業の実施に当たつて必要な事業環境の整備のために地



			前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十三条第一項	第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	この章若しくは地域経済牽引事業促進法	この章若しくは地域経済牽引事業促進法	この章若しくは地域経済牽引事業促進法
(特許法の特例)	(商標法の特例)	とができる。	とができる。	とができる。

2	第二十一条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る特許発明(承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従つて承継した特許権を受ける権利に係る発明に関する自己の特許期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従つて承継した特許権を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行つたものであるときには、政令で定めるところにより、特許法第一百五十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の手数料を軽減し、又は免除するこ	第二十二条 承認地域経済牽引事業者に一般社団法人(その定款において、正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)が含まれる場合であつて、当該一般社団法人が第十三条第三項第一号ハに掲げる商品又は役務(以下この条において「承認地域経済牽引商品等」という。)に係る地域団体商標の商標登録(商標法昭和三十四年法律第二百二十七号)第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この条及び次条において同じ。)を受けようとするときは、当該地域経済牽引事業計画に従つて承継した特許権を受ける権利に係る発明に関する自己の特許期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従つて承継した特許権を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行つたもののみなす。	4 都道府県知事は、前項の規定により商標権の譲受けを申請した組合等(以下この項において「申請組合等」という。)が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該申請を承認しなければならない。この場合において、商標法第二十四条の二第四項及び同法第三十五条において準用する特許法第九十八条第一項第一号の規定にかかるわらず、当該商標権は、前項の計画期間の終了日の翌日に、当該申請組合等に譲渡されたもののみなす。	3 商標法第七条の二第一項に規定する組合等(前項の規定により同条第一項に規定する組合等とみなして、同法第一項及び第二項の規定の適用について、これらに規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。	5 6 いう。)の計画期間内に、当該承認地域経済牽引事業に係る他の地域経済牽引事業計画(計画期間の開始日が現行計画の計画期間の終了日の翌日以前のものに限る。)について、第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたときは、当該地域団体商標の商標登録について、現行計画の計画期間の終了日の翌日から当該他の地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日までの間に限り、当該一般社団法人を商標法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法で定めるところにより、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日の三月前までに、その承認を行つた都道府県知事に対し地域団体商標の商標登録を受けた承認地域経済牽引商品等に係る商標権の当該組合等への譲受けを申請することができる。
2	特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明(承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従つて承継した特許権を受ける権利に係る発明に関する自己の特許期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従つて承継した特許権を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行つたもののみなす。	2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料(承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。	2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料(承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。	2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料(承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。	
3	3 申請組合等が、前項の規定により商標権の譲受けを申請することについて、当該一般社団法人の同意を得ていること。	3 商標法第四十条第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)	3 商標法第四十条第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)	3 商標法第四十条第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)	





例による。  
この法律の施行前に旧法第十六条第三項の規定による承認(旧法第十七条第一項の規定による変更の承認を含む)を受けた事業高度化計画については、なおその効力を有するものとし、当該事業高度化計画及び前項の規定に基づきな

お従前の例により承認を受けた事業高度化計画に関する変更の承認及び承認の取消し、旧法第十八条に規定する中小企業信用保険法の特例及び旧法第十八条の二に規定する食品流通構造改善促進法の特例並びに旧法第二十三条に規定する報告の徵収については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)  
第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にはした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、土地利用の調整(新法第三条第二項第一号へに規定する土地利用の調整をいう)の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(小規模企業共済法の一部改正)  
第八条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第  
一項第十三号」に改める。

十五条第一項第九号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)  
第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「同項第八号」を「同項第七号」に、「からニまで」を「及びハ」に改め

る。

(情報処理の促進に関する法律の一  
部改正)  
第五条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正す  
る。

第四十三条第一項中第十号を第十一号とし、  
第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を  
加える。

九 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第八条第三項に規定する業務を行うこと。

(地域雇用開発促進法の一部改正)  
第十二条 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「(地域の活性化に資する措置との総合的な実施)」に改め、同条中「地域における産業集積の形成及び活性化」を「地域の活性化に資する措置との総合的な実施」に改め、同条中「地域の活性化に資する措置との総合的な実施」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十三条 地域再生法(平成十七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十二号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化による事業」に改める。

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号の二を第十号とし、同条

九号を「第二項第八号」に改め、同条第五項中「並びに第一項第十一号及び第十三号」を「及び第一項第十三号」に改める。

第十七条第一項第三号中「第九号の二」を「第  
九号」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第  
九号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

第十八条第一項第一号中「同項第十号」を「同  
項第十一号」に、「第七号及び第八号」を「及  
び二」に改め、同項第二号中「同項第九号の二」を「同項第十号」に改め、同項第四号中「同  
項第九号」を「同条第二項第八号」に改める。

第二十一条第一項中「第九号の二」を「第十号  
の二」に改め、同項第二号中「同項第九号の二」を「同項第十号」に改め、同項第四号中「同  
項第九号」を「同条第二項第八号」に改める。

第二十二条第一項中「並びに第十五条第一項  
第十一号及び第十七号」を「及び第十五条第一項  
第十七号」に改める。

第二十三条第一項中「並びに第十五条第一項  
第十一号及び第十七号」を「及び第十五条第一項  
第十七号」に改める。

附則第五条第一項第五号中口を削り、ハを口  
とし、ニをハとする。

附則第八条の二第二項中「地域産業集積形成  
法」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成  
長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法  
律第四十号)。附則第八条の四において「地域經  
濟牽引事業促進法」という。」に改める。

附則第八条の四中「地域産業集積形成法」を  
「地域経済牽引事業促進法」に改める。

(地域再生法の一部改正)  
第十三条 地域再生法(平成十七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十二号中「企業立地の促進等  
による地域における産業集積の形成及び活性化  
による事業」に改める。

第十三条 地域再生法(平成十七年法律第十四  
号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十二号中「企業立地の促進等  
による地域における産業集積の形成及び活性化  
による事業」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部  
改正)

第十六条 東日本大震災復興特別区域法(平成二  
十一年法律第二百二十二号)の一部を次のように  
改正する。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)  
第十六条 東日本大震災復興特別区域法(平成二  
十一年法律第二百二十二号)の一部を次のように  
改正する。

引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に  
関する法律第四条第六項に、「第六条第一項」  
を「第五条第一項」に改める。

(調整規定)  
第十四条 この法律の施行の日が農村地域工業等  
導入促進法の一部を改正する法律(平成二十九  
年法律第二百二十二号)の施行の日前である場合に  
は、前条中「第五条第四項第十二号」とあるのは  
「第五条第四項第十三号」と「第十七条の三十  
一」とあるのは「第十七条の三十二」とする。

(総合特別区域法の一部改正)  
第十五条 総合特別区域法(平成二十三年法律第  
八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「(工場立地法及び地域  
経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基  
盤強化に関する法律の特例)」に改め、同条第一  
項中「企業立地の促進等による地域における產  
業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域  
経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基  
盤強化に関する法律」に、「第十条第一項」を「第  
九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第  
一项」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)  
第十六条 東日本大震災復興特別区域法(平成二  
十一年法律第二百二十二号)の一部を次のように  
改正する。

第二十八条の見出しを「(工場立地法及び地域  
経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基  
盤強化に関する法律の特例)」に改め、同条第一  
項中「企業立地の促進等による地域における產  
業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域  
経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基  
盤強化に関する法律」に、「第十条第一項」を「第  
九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第  
一项」に改める。



平成二十九年六月五日印刷

平成二十九年六月六日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

U